

平成28年3月発行

全篤連だより

No. 25

発行所

(公財)全国篤志面接委員連盟

〒165-0026

東京都中野区新井3-37-2

電話 03-3389-9494

目次

巻頭言 会長 南野知恵子 ……………	1	平成28年度収支予算書(総括表)(案) ……	14
第28回全国篤志面接委員大会の開催 ……	2	東西南北 ……………	16
全国及び各管区管内篤志面接委員 研修大会の実施 ……………	3	事務局から ……………	18
篤志面接委員教養訓練研修の実施 ……	7	雑記帳 ……………	18

巻頭言

全篤連の更なる発展を願って

当連盟の会長に就任してから間もなく3年を迎えます。この間、会員の皆様、評議員及び連盟役員の方々を始め、法務省矯正局の温かいご支援をいただきながらお役目を果たしてまいりました。

新公益財団法人に移行し間もない時期、私にとりまして全く畑違いの分野における会長職をお引き受けすることに若干の戸惑いも感じましたが、中に入ってみると皆様の篤志面接活動に対する熱意に圧倒され、研修会に参加するたびに篤志面接活動の意義の理解が深まり、今は、感謝・敬意の念で一杯であります。

さて、このように皆様の情熱に支えられ、発展してまいりました全国篤志面接委員連盟も来年には創立30周年を迎えることになりました。この節目の時に、これまでの全国篤志面接委員研修大会を集約・拡大した記念の大会を開催することとし、現在、検討委員会を設け鋭意準備を進めておりますので、会員の皆様におかれまして、記念大会へ積極的に参加されますことを期待しております。

ところで、当連盟が今後とも発展・充実していくためには、財政基盤の安定・確立を図りながら研修体制の整備・強化を促進するとともに、矯正施設が求める篤志面接活動とは何か、その在り方を、今一度、全会員が原点に立ち返って考えていくことが必要であります。また、近時、会員数が減少傾向にあることは憂慮されるところであり、篤志面接活動に求められる人材の発掘と登用が何よりも大切かと思えます。

これからも会員の皆様と共に、当連盟が公益財団法人として発展し、社会的認知を高めるための努力を続けてまいり所存でありますので、どうか格別のご協力とご支援をお願い申し上げます。

公益財団法人全国篤志面接委員連盟 会長 南野 知恵子

第28回全国篤志面接委員大会の開催

第28回全国篤志面接委員大会が、平成27年10月20日（火）午後、法務省大会議室において、全国から集まった124名を始め、連盟役員、法務省矯正局、近隣の矯正施設の関係者等合計152名の参加のもとに開催されました。

始めの式典では、会長の式辞、大臣祝辞等があり、例年どおり、25名の篤志面接委員に対して法務大臣の感謝状が、同じく20名に対して会長の表彰状がそれぞれ授与され、永年にわたる活動の功績が称えられました。

続く基調講演は、弁護士で元最高裁判所判事である横田尤孝氏にお願いして、「我が法曹人生を振り返って～最高裁のことなど」と題する講演が行われ、横田氏ご自身のこれまでの人生を振り返って、法曹としての人間形成に強い影響を受けた数冊の本の紹介やそこから得た教訓に関するお話、一般には知られていない最高裁判所判事としての日常の仕事とそれに従事する中で感じた法律解釈と良識に関するお話、そして篤志面接委員に対する期待などを内容とする大変貴重なお話があり、多くの参加者に深い感銘を与えました。

また、研究発表及び討議では、「篤志面接活動の更なる充実と発展を目指して一篤志面接活動の喜びー」というテーマで4施設の篤志面接委員から研究発表があり、その後、矯正局少年矯正課企画官と久里浜少年院首席専門官にも参加していただき同じテーマでのパネルディスカッションが行われました。今年は、新少年院法施行の年ということもあって、フロアから提出された新法施行後の日課において篤志面接委員の活動機会が減少しているのではないかと、この指摘をめぐり、例年になく、来賓として参加している近隣施設の施設長等からも説明や解説をいただくなど、大変活発な意見交換が行われました。

詳しくは、「第28回全国篤志面接委員大会記録」をご覧ください。



全国及び各管区管内篤志面接委員研修大会の実施

○中 央 (全国大会)

- 1 開催日時 平成27年10月20日(火) 13時～18時まで
- 2 開催場所 法務省大会議室 東京都千代田区霞が関1-1-1
- 3 参加人員 計152名 篤志面接委員124名 その他関係者28名
- 4 基調講演 「我が法曹人生を振り返って～最高裁のことなど」
講 師 弁護士 横田 尤孝 氏
- 5 研究発表 ○個別発表
「私の失敗話」 虎熊 光城 (神戸刑務所)
「行動を起こす」面接活動を目指して 西井 一宜 (広島刑務所)
「篤志面接活動のよろこび」 藤江 道子 (青葉女子学園)
「篤志面接活動の喜び」 三井 正樹 (四国少年院)

○パネルディスカッション

- 議 題 「篤志面接活動の喜び」
進 行 全国篤志面接委員連盟理事 阿部 憲仁
パネラー 虎熊 光城 神戸刑務所篤志面接委員
西井 一宜 広島刑務所篤志面接委員
藤江 道子 青葉女子学園篤志面接委員
三井 正樹 四国少年院篤志面接委員
岩浪 健 法務省矯正局少年矯正課企画官
馬場 尚文 久里浜少年院教育・支援部門首席専門官

○札 幌

- 1 開催日時 平成27年7月23日(木)～24日(金)
- 2 開催場所 ロワジールホテル旭川
- 3 参加人員 計133名 篤志面接委員79名 その他関係者54名
- 4 講 演 「見放されているものに価値を—『社会貢献』と『利益追求』は矛盾しない」
講 師 (株)北海道健誠社代表取締役社長 瀧野 喜市 氏
「つなぐのは命」
講 師 旭川旭山動物園園長 坂東 元 氏
- 5 研究発表 ○個別発表
「音楽は人間関係の最良のルーツ」 鈴木 忠士 (札幌刑務所)
「学び続ける心が大切」 山田 武 (網走刑務所)
「篤志面接活動の更なる充実と発展を目指して」
中島 進一 (北海少年院)

○仙 台

- 1 開催日時 平成27年9月11日(金)
- 2 開催場所 秋田キャッスルホテル
- 3 参加人員 計99名 篤志面接委員57名 その他関係者42名
- 4 講 演 「交通事故被害者遺族の心情と被害者理解について」
講 師 (公財)秋田被害者支援センター理事 三浦 芳子 氏
- 5 研究発表 ○個別発表
「社会復帰後の人間関係に活かせる篤志面接活動」
西村恵美子(青森刑務所)
「相手思う心を育む」
武田美江子(宮城刑務所)
「社会復帰後の人間関係に活かせる篤志面接活動」
橋本 典子(青葉女子学園)

○東 京

- 1 開催日時 平成27年11月16日(月)
- 2 開催場所 さいたま新都心合同庁舎2号館5階大会議室
さいたま市中央区新都心2の1
- 3 参加人員 計207名 篤志面接委員125名 その他関係者82名
- 4 講 演 「被虐待体験と問題行動」
講 師 千葉大学教育学部教授 羽間 京子 氏
- 5 研究発表 グループ討議
精神的煩悶・宗教・法律相談(刑事施設)／精神的煩悶・法律相談(刑事施設)／家庭・保護相談(刑事施設)／職業・保護相談(刑事施設)／教養(刑事施設)／趣味①(刑事施設)／趣味②(刑事施設)／精神的煩悶・法律相談(少年院)／精神的煩悶相談(少年院)／家庭・保護・職業相談①(少年院)／家庭・保護・職業相談②(少年院)／教養・趣味(少年院)
12グループに分けて実施した。

○名古屋

- 1 開催日時 平成27年11月5日(木)
- 2 開催場所 プラザ洞津 三重県津市新町1丁目6-28
- 3 参加人員 計114名 篤志面接委員77名 その他関係者37名
- 4 研究発表 ○個別発表
「簿記講座指導でおもうこと」 三國 豊明(福井刑務所)
「共に吟じ共に学ぶ」 柴田 正智(岐阜刑務所)
「釈放前指導について」 市村 孝之(笠松刑務所)
「個別面接活動を通して」 奥本さよ子(愛知少年院)
○パネルディスカッション
テーマ 「篤志面接委員活動における満足度、苦労や悩みについて」
コーディネーター 中谷 智美 三重刑務所就労支援スタッフ

パネラー 三國 豊明 福井刑務所篤志面接委員
柴田 正智 岐阜刑務所篤志面接委員
市村 孝之 笠松刑務所篤志面接委員
奥本さよ子 愛知少年院篤志面接委員

○大 阪

- 1 開催日時 平成27年6月17日(水)
- 2 開催場所 クサツエストピアホテル 滋賀県草津市西大路町4-32
- 3 参加人員 計199名 篤志面接委員125名 その他関係者74名
- 4 講 演 「本当の幸せとは・・・」
講 師 作詞・作曲・音楽プロデューサー 片山 始 氏
- 5 研究発表 ○体験発表 個別発表
テーマ 「篤志面接活動のよろこび」
サブテーマ 「熱い『まなざし』に出会うとき」
「愛をこめて励ましを」 高木 佳子(加古川刑務所)
「涙の理由(わけ)」 若山 義和(和歌山刑務所)
「ギャンブル依存離脱指導に携わって」 田中 勇(京都拘置所)
「私の少年に伝えたい想い」 原田 久子(播磨学園)

○広 島

- 1 開催日時 平成27年10月29日(木)
- 2 開催場所 ホテルモナーク鳥取 鳥取市永楽温泉町403
- 3 参加人員 計105名 篤志面接委員59名 その他関係者46名
- 4 講 演 「秀吉の鳥取城攻防戦」
講 師 前若桜町立わかさ生涯学習情報館館長 入江 宜明 氏
- 5 研究発表 研究討議
「将棋より得て欲しいもの」 北村 公一(山口刑務所)
「いのち」をテーマに 伊東 暁天(美保学園)
「将棋指導体験記」 安田 謙三(鳥取刑務所)

○高 松

- 1 開催日時 平成27年11月25日(水)
- 2 開催場所 オークラホテル丸亀 香川県丸亀市富士見町3-3-50
- 3 参加人員 計63名 篤志面接委員38名 その他関係者25名
- 4 講 演 「更生保護施設両全会の社会復帰支援活動一司法と福祉の連携」
講 師 更生保護法人両全会理事長 小畑 輝海 氏
- 5 研究発表 「芸術の力を信じて」 原 るみ(徳島刑務所)
「松山刑務所における絵の指導を通して思うこと」
西岡 育(松山刑務所)
「面接での留意事項について」 田中 勝彦(松山学園)

○福 岡

- 1 開催日時 平成27年11月25日(水)～26日(木)
- 2 開催場所 ANAクラウンプラザホテル熊本ニュースカイ
熊本市中央区阿弥陀寺町番地
- 3 参加人員 計185名 篤志面接委員106名 その他関係者79名
- 4 講 演 「いのち一番 金は二の次」
菊池養生園名誉園長 竹熊 宜孝 氏
- 5 研究発表 「福岡刑務所におけるディスクジョッキーについて」
佐藤 忠典(福岡刑務所)
「納得のいく生き方とは」 金城 正典(沖縄刑務所)
「印象的な篤志面接について」 吉川 秀幸(長崎刑務所統括処遇官)
「福岡少年院における篤志面接委員の取組について」
野尻るり子(福岡少年院)
「生け花指導を通して思うこと」 吉元 和子(中津少年学院)
「福岡少年院の篤志面接活動について」
木下 聖也(福岡少年院専門官)

○初任者研修

- 1 日時場所 平成27年12月10日(木)～11日(金)
- 2 場 所 法務省大会議室 東京都千代田区霞が関1-1-1
- 3 参加人員 計55名 篤志面接委員51名 その他関係者4名
- 4 講 師 一日目
・講話Ⅰ「刑事施設の現状」～篤志面接委員に期待するもの～
矯正局成人矯正課企画官 杉山 多恵 氏
・講話Ⅱ「少年施設の現状」～篤志面接委員に期待するもの～
矯正局少年矯正課企画官 岩浪 健 氏
・講話Ⅲ「面接技術指導」
駿河大学心理学部教授 川邊 讓 氏
・講話Ⅳ「篤志面接活動の歴史、制度と現在の課題」
全国篤志面接委員連盟理事長 佐藤 良彦
二日目
・講話Ⅴ「篤志面接活動の施設実務」
府中刑務所教育部厚生担当統括矯正処遇官 松井 重樹 氏
多摩少年院首席専門官(支援担当) 北村 大 氏
・班別討議 5グループ

篤志面接委員教養訓練研修の実施

札幌矯正管区管内篤志面接委員協議会

- 1 実施日時 平成28年1月28日(木) 午後2時～同4時
- 2 実施場所 ニューオータニイン札幌
- 3 参加人員 計54名 篤志面接委員47名 国の職員7名
- 4 演 題 「話を聴くことから生まれる希望」
- 5 講演者 北海道教育大学大学院 学校臨床心理専攻長 教授 庄井 良信 氏
- 6 講演内容
1 寒中(木の芽) 2 物語(ナラティブ)を聴く 3 回復(かいふく)への相談支援 4 回復と成長の主人公へ
- 7 所感・参加者の感想
今後の面接活動に活かしたいお話でした。現場で役に立つお話でした。
とても参考になりました。ゆっくり、他者の弱さを共有できる場が大切です。

仙台矯正管区管内篤志面接委員協議会

- 1 実施時間 平成27年11月2日(金) 午後1時30分～同3時30分
- 2 実施場所 仙台ガーデンパレス
- 3 参加人員 計42名 篤志面接委員40名 国の職員2名
- 4 演 題 「矯正施設の近年の取り組み～再犯・再非行防止を中心に～」
- 5 講演者 東北少年院長 斎藤 峰 氏
- 6 講演内容
(1) 東北少年院の概要と篤志面接委員活動
(2) 矯正施設の現状と課題 重要施策について
(3) 新少年院法の概要
- 7 所感・参加者の感想
質疑応答では、①少年院で行われている被害者心情理解指導について、②篤志面接委員数の減少について質疑があった。
被害者心情理解指導については、東北少年院ではゲストスピーカー講演や被害者関係の図書を全少年に複数冊読書させ、その感想文を発表する機会を設けていることなどを説明した。篤志面接委員の減少については、その原因や背景について正確に把握しているものではないが、矯正施設にとって篤志面接委員の活動は、その由来から考えても、“矯正施設の被収容者を支える外部の人が、その被収容者に会うために訪問する”というものであり、施設内処遇の本質は変わらないものと考え、今後も篤志面接委員の活動を継続する必要があることから、講演者の私見として、委員数の確保について何らかの対応が講じられていくのでは

ないかと答えていた。

参加者からの反応として、東北少年院の教育の取組全般について知ることができたことと、少年院法が新しくなった理由、新少年院法の中心となることなどがよく理解できたとの感想が多く、教養訓練研修の狙いは達成できたと思料される講演会であった。

東京矯正管区管内篤志面接委員協議会

- 1 実施日時 平成28年2月4日(木) 午後1時30分～同4時30分
- 2 実施場所 さいたま新都心合同庁舎2号館5階共用会議室
- 3 参加人員 計111名 篤志面接委員105名 国の職員6名
- 4 演 題 “心のホーム”を築くために—ホームレス襲撃事件と若者の心理—
- 5 講演者 ノンフィクションライター 自己尊重トレーニング・トレーナー
一般社団法人ホームレス問題の授業づくり全国ネット(HCネット)
代表理事 北村 年子 氏

6 講演内容

若者によるホームレス襲撃の取材と、ホームレスの取材活動を長年続けてきた経験を背景に、若者たちを取り巻く現代社会の問題を講師は指摘している。

ホームレス襲撃事件の背景には競争を好み、弱者を無価値なものとして切り捨てる現代社会の問題があり、競争社会で勝ち残っていけないものに対する差別意識を増長している。しかしながら、ホームレスに陥った人々には家庭、疾病、怪我又は知的障害等の問題があり、教育を通じて社会的弱者に対する正しい理解を促していくことが重要である。

また、現代青少年は競争社会の中で、頑張れないことにより自らを無価値と考えるようになり、健全な自尊感情を育むことができない。傷ついた自尊感情を一時的に回復させようとする行為が、ホームレスの襲撃であり、いじめや暴力であったりする。このような状態を講師は「心のホームレス」と表現した。子育てや教育に携わる者は、頑張ることのみを評価したり、又は、頑張れないことを責めたりしてはならない。子供の存在を受容し、小さなことに対しても「ありがとう」という感謝の言葉を掛け続けていくことが、自尊感情を育むためには重要であり、「心のホーム」を築いていくことにつながる。

7 所感・参加者の感想

豊富な取材経験に裏づけられた具体的な内容であり、熱意のこもった語り口もあって、分かりやすく参加者の情緒に訴えかける講演であった。実施後のアンケートにおいては批判的な意見は皆無であり、非常に高い評価が寄せられていた。

講師が語ったホームレス襲撃事件の加害者の分析は、矯正施設の被收容者の理解に大変参考になるものであり、また、自尊感情への注目と、それを育む方法についての説明は、被收容者の指導、支援に携わる篤志面接委員の今後の活動に重要な示唆を与える講演であった。

名古屋矯正管区管内篤志面接委員協議会

- 1 実施日時 平成27年9月4日(木) 午後2時～同4時
- 2 実施場所 名古屋合同庁舎第3号館 7階会議室
- 3 参加人員 計73名 篤志面接委員70名 国の職員3名
- 4 演 題 「少年院法及び少年鑑別所法の概要について」
- 5 講演者 名古屋矯正管区少年矯正第一課長 藤原 尚子 氏
名古屋矯正管区少年矯正第二課長 関谷 益実 氏

6 講演内容

(1) 少年矯正の新たな法律について

少年保護制度についての概説を踏まえ、新たな少年法制が生まれた背景や新法のポイントについて概説された。新法においては、少年矯正の充実強化のため、再非行防止のための処遇の充実、適切な処遇の実施、社会に開かれた施設運営の推進に重点をおくこととされた。

(2) 少年鑑別所の役割について

少年鑑別所の機能は、専門的知識や技術に基づいた的確な鑑別の実施、少年の健全育成に配慮した観護処遇の実施、地域社会における非行及び犯罪の防止に関する援助の実施である。

鑑別及び観護処遇について、新法を踏まえ概説された。

また、新法で新たに本来業務となった地域社会における非行・犯罪の防止に関する援助について、法務少年支援センターの役割とともに説明がなされた。

(3) 少年院における矯正教育や社会復帰支援について

少年院は、在院者の特性に応じた適切な矯正教育その他の健全な育成に資する処遇を行うことにより、改善更生と円滑な社会復帰を図ることを目的としており、その処遇の原則は、人権の尊重、明るく規則正しい環境、健全な心身の成長、自覚に訴えて改善更生の意欲を喚起、自主、自立及び協同の精神を養う事である。

少年院の種類、矯正処遇課程は、新法で大きく改められた。処遇計画についても、法改正の前よりも一人一人の特性に応じた目標や内容、実施方法などを具体的に設定することとされた。

豊富な写真や資料により、少年院で行われている矯正教育の内容が紹介された。

7 所感・参加者の感想

今回は、例年よりも参加人員が1,2割増え、特に成人施設の篤志面接委員の参加が多く見られたなど、成人・少年施設を問わず、少年法制やその処遇内容に対する関心の高さがうかがえた。

講演のテーマを、新法下の少年法制及び処遇全般と、かなり広く設定したため、時間的にかなりタイトであったが、各課長とも、写真や図表、統計データなどを活用し、非常にわかりやすく、充実した内容であった。篤志面接委員の方々も熱心に聞き入っておられた。質疑応答の際には、ぐ犯の要件や、受刑在院者と少年受刑者の違いについての質問など、深く

突っ込んだ質問がなされていた。

大阪矯正管区管内篤志面接委員協議会

- 1 実施日時 平成28年2月1日(月) 午後2時30分～同4時
- 2 実施場所 大阪合同庁舎第4号館4階会議室
- 3 参加人員 計106名 篤志面接委員100名 国の職員6名
- 4 演 題 『最近の矯正の現状と篤志面接委員に望むこと』
- 5 講演者 法務省矯正局総務課長 大橋 哲 氏
- 6 講演内容

- (1) 再犯防止に向けた総合対策について
- (2) 受刑者の収容状況
 - ア 再入受刑者の割合
 - イ 高齢受刑者の割合の増加
 - ウ 女子受刑者の割合の増加
 - エ 罪名別の受刑者数の状況
- (3) 刑事施設における改善指導の充実
- (4) 職業訓練及び就労支援の充実について
 - ア 職業訓練の充実
 - イ 就労支援の充実
- (5) 福祉的支援の充実
- (6) 女子受刑者及び女子刑務所に関する施策について
- (7) 刑事施設における再入率の目標について
- (8) 少年院における課題について
 - ア 平成27年6月からの新少年院法の施行について
 - イ 新収容者の教育程度について
 - ウ 高校復学、編入学後の支援について
 - エ 女子少年院在院者の処遇の充実について
 - オ 発達上の障害を抱える少年への対応について
- (9) 少年院における再入率の目標について
- (10) 篤志面接委員に望むこと

各人において再犯防止につながるポイントは様々であり、篤志面接委員による面接や指導も、再犯防止につながる重要な手段の一つである。

7 所感・参加者の感想

最新の矯正事情について、パワーポイントを用いて大変分かりやすく情報豊かにご講義いただいたことで、矯正や矯正施設に関する基本的な知識の獲得に加え、大きな課題である再入率の現状についての理解も進んだ。

また、再犯防止という目標を改めて確認・共有できたことに加え、矯正施設において篤志

面接委員が求められている役割について理解を深めることにもつながるなど、今後篤志面接活動を継続する上で、大変有益な研修となった。

広島矯正管区管内篤志面接委員協議会

- 1 実施時間 平成28年2月4日(木) 午後1時20分～同5時
- 2 実施場所 広島矯正管区ゼミナール室 広島市中央区上八丁堀6-30
- 3 参加人員 計65名 篤志面接委員59名 国の職員5名 その他1名
- 4 演 題 (1)「刑務所の中で、そして、その後」
(2)「指画にかける人生」
- 5 講演者 (1)元中国地方更生保護委員会委員
現特定非営利活動法人「食べて語ろう会」理事 山田 恭子 氏
(2)美保学園篤志面接委員
中国・天津美術学院客員教授 濱田 壽子 氏

6 講演内容

(1) 山田恭子講師は、県職員として、主に児童福祉に関する業務に携わり、その後、中国地方更生保護委員会で委員として勤務し、現在は特定非営利活動法人「食べて語ろう会」理事に就任し、犯罪・非行問題に関する活動に精力的に取り組んでいる。

今回の講演においては、自身の経験談や、被收容者との関わりなど、福祉や保護業務について全般的な講演が行われた。また、現在の特定非営利活動法人での活動についても紹介され、出所者との出所後の関わりや体験談(成功例と失敗例)についても講演が行われた。

(2) 濱田壽子講師は、中国・天津美術学院(中国の美術大学)客員教授であり、中国の方以外では初めて中国指画研究協会に推薦登録され、国内外の寺社等に多くの絵画を寄贈するなど指画アーティストとして広く活躍している。また、美保学園篤志面接委員として、墨絵指導、家庭相談を担当し篤志面接活動を行っている。

今回の講演においては、自身の指画にかけてきた人生の歩み、困難を乗り越えてきた経験、また篤志面接委員としての活動から、困難な状況であっても物事に向き合う姿勢や向き合うことの重要性、問題解決の方法や前向きな生き方等について指画の実演と講演が行われた。

7 所感・参加者の感想

(1) 参加者の感想

ア お二人とも体験からにじみ出た話の連続で感動の連続だった。

イ より現場に近い先生の話は今後の面接の充実にちからとなってくれると感じます。

ウ 人間の可能性を感じた。

エ つらい体験からなみなみならぬ努力の話を聞かせてもらい、もっと努力して人生を歩まねばならないと思った。

オ 具体的、身近に感ずることができ参考になった。

平成 28 年度収支予算書(総括表) (案)

平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日まで

(単位：円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
I 経常増減の部			
(経常収益)			
①基本財産運用益	3,487,000	3,487,000	0
基本財産利息	3,487,000	3,487,000	0
②受取補助金	5,000,000	5,000,000	0
受取補助金	5,000,000	5,000,000	0
③受取寄付金	15,150,000	15,100,000	50,000
受取寄付金	15,150,000	15,100,000	50,000
④雑収益	701,000	1,001,000	△ 300,000
受取利息	1,000	1,000	0
雑収益	700,000	1,000,000	△ 300,000
経常収益計	24,338,000	24,588,000	△ 250,000
(経常費用)			
①事業費			
給料手当	2,100,000	2,500,000	△ 400,000
臨時雇賃金	100,000	0	100,000
法定福利費	224,000	224,000	0
退職給付負担金	135,000	135,000	0
旅費交通費	6,000,000	6,500,000	△ 500,000
諸謝金	1,050,000	1,050,000	0
会場借上料	1,250,000	1,250,000	0
印刷製本費	3,300,000	3,500,000	△ 200,000
通信運搬費	450,000	400,000	50,000
消耗品費	250,000	250,000	0
表彰費	350,000	350,000	0
速記費	120,000	120,000	0
広報費	1,500,000	1,500,000	0
雑費	2,270,500	1,449,000	821,500
事業費計	19,099,500	19,228,000	△ 128,500

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
②管理費			
給料手当	900,000	1,100,000	△ 200,000
法定福利費	96,000	96,000	0
退職給付負担金	57,000	57,000	0
会議費	250,000	250,000	0
旅費交通費	2,500,000	2,500,000	0
通信運搬費	280,000	280,000	0
慶弔費	60,000	35,000	25,000
消耗品費	15,000	15,000	0
賃借料	150,000	150,000	0
諸謝金	250,000	250,000	0
印刷製本費	100,000	80,000	20,000
支払手数料	100,000	100,000	0
租税公課	5,000	5,000	0
雑費	475,500	442,000	33,500
管理費計	5,238,500	5,360,000	△ 121,500
經常費用計	24,338,000	24,588,000	△ 250,000
当期經常増減額	0	0	0
2 經常外増減の部			
(經常外収益)			
(經常外費用)			
当期一般正味財産増減額	0	0	0
一般正味財産期首残高	215,697,180	215,697,180	0
一般正味財産期末残高	215,697,180	215,697,180	0
II 指定正味財産増減の部			
III 正味財産期末残高	215,697,180	215,697,180	0

「生きる力」～人生を変える勇気を～

全篤連常任理事 根本和雄

“二人の男が刑務所の窓から外を眺めた。

一人は泥を、ほかの一人は星を見た。”

実に示唆に富んだこの言葉は、D・カーネギー著『道は開ける』（邦訳・p178）の一節です。これはどのような境遇にあっても、自分の心の持ち方で人生を変えることができることを寓しているのではないのでしょうか。

D・カーネギーは、オーストリアのA・アドラーの影響を受けた人物です。

そこには、“人間は、どのような境遇にあっても自分の人生は自分で決めることができる”と云う立場から生きる希望（力）を説いているのです。昨今、篤面活動に関わるときこの言葉が常に脳裏に浮かぶのです。

盛岡少年刑務所（昭和51年以来）での「菜摘み会」（グループ・カウンセリング）、そして月形刑務所（昭和59年以来）での「釈放前教育」を通じて、一人一人と向き合うとき、彼らが“星を眺める”思いが湧き起る時刻（カイロス＝ギリシャ語で主観的な決断のとき）こそが、これからの人生に微かな希望が湧いてくる契機ではないのでしょうか。

A・アドラー（Alfred Adler：1870～1937）は、「原因・結果論」ではなく、“人間の行動はすべて目標と目的によって決まる”という「目的論」の立場から“自分の性格（ライフスタイル）を見つめ直すことで行動を変えることができる”ことを述べています。

その自分を見つめ直す糸口として、東洋に人生訓の書『菜根譚』から、例えば“人生の福境禍区は、皆念想より造成す”（後集・109）を引用しています。即ち「人生の幸・不幸の境界は、すべて心の働きの作り出す」ということです。

つまり、その人の「心の持ち方」（信念体系）によってその人の人生の歩みが決まるということです。

このように、置かれた状況を変えるものが「勇気づけ」＜Encouragement＞に他ならないのです。

そのためにも、日頃の篤面活動を通して、彼ら一人一人に潜在的に宿っている内面的な力（可能性）を醸成することができればと切に祈る思いです。

「篤志面接委員」ってなに？

大分刑務所篤志面接委員会会長 矢 田 啓 一

先年当所の篤志面接委員が面接活動（吟詠指導）の功績が認められて、藍綬褒章を受章されました。その受章祝賀会に出席しましたが、この祝賀会は県内の吟詠同好会が主催したもので、私のもとには同会の発起人から出席案内状が届いた訳です。したがって会場の参加者のほとんどが吟詠関係者の方でした。

それにひきかえ、当所の篤志面接委員会はこの受章について全く承知してなく私自身も案内状を見て初めて知ったしだいです。また開会前に同好の方々のグループからこんな雑談を耳にしました。曰く、「篤志面接委員ってなに？」でした。

私は、このお目出度い祝賀会の中で少なからず心憂^{こころう}しき思いでした。

こんなことがあって、二つのことを気づかされました。一つは、この受章情報がいつごろ、どのへんまで届いていたのだろうか、もう少し早く承知しておれば何らかの手を打てたのではなかろうか、と慙愧の念に堪えなかったことです。

ひるがえって情報伝達のことに言及すると、施設の篤志面接委員会において各委員に情報を伝達する機会は年1回総会の席上でしかない。なにかの課題を決議するには、あまりにも危ういチャンスです。臨時総会や研修会の開催は、委員の個別事情があつて簡単ではありません。

もう一つは、「篤志面接委員」に対する一般の認識度のことです。前項事案において、受章委員と同好の人たちとはかなり親しい間柄にあると思つていたので、篤志面接委員の認識度がこうも低いものかと、いささか気落ちしました。

それはそれとして、昨今の情勢として篤志面接委員の活動を広く社会に向けて広報活動を積極的に行い、一般の理解を得られるよう努めることが叫ばれています。しかし、何をどのようにするか具体的方策はなかなか見つけにくい。各委員に彼らの経験や人脈をたよりに意見を求めても、答えはやはり1年後です。この繰り返しがなにかにつけ解決の見通しを暗くしています。

篤志面接委員の祝賀会から派生した問題をあらためて考え直す機会となりました。問題を提起することだけになりましたが、最後に篤志面接委員の間での情報伝達が円滑に行われること、篤志面接委員の社会的認識度が高まることの二つを願ってやみません。

事務局から

○平成27年度秋の叙勲、褒章について

篤志面接活動の功績が認められ、次の篤志面接委員の方々が叙勲（瑞宝双光章）または藍綬褒章を受けられました。（敬称略）

（叙 勲）	大塚 和子（八街少年院）	川尻 隆次（多摩少年院）
	久保美恵子（網走刑務所）	山下繁三郎（鹿児島刑務所）
（褒 章）	大江 紹文（旭川刑務所）	大野 寛（笠松刑務所）
	北村 文子（交野女子学園）	桑津 慶子（浪速少年院）
	杉田洋一郎（岡崎医療刑務所）	鈴木 埴二（福岡刑務所）
	鈴木 孝男（盛岡少年院）	山中美智代（人吉農芸学院）
	吉岡かな子（三重刑務所）	

○物故者

平成27年8月以降にお亡くなりになった篤志面接委員の方は、次の通りです。慎んでご冥福をお祈り申し上げます。

27年	8月	門元 勝美（姫路少年刑務所）	
	10月	成田佳士郎（帯広刑務所）	宮下 壽夫（富山刑務所）
	11月	藤波 仁史（札幌刑務所）	
	12月	上原 章（府中刑務所）	加藤 亮雄（佐賀少年刑務所）
		志鳥 融真（水府学院）	
28年	1月	本間 秦男（新潟刑務所）	内貴八郎右衛門（神戸刑務所）
	2月	早藤 昭一（秋田刑務所）	

雑記帳

北海道大学の長谷川英祐准教授を筆頭とするチームは、長年蟻の研究をしてきたグループですが、これまでの研究で、蟻の集団には一定の割合で働き者の蟻と怠け者の蟻がいること、働き者だけの集団にすると一部の者が働かない怠け者になってしまうこと、また働かない者だけの集団にすると一部の者が働き始めるといったことが知られていました。今年の2月に発表された新たな研究結果によると、働き者だけの集団と怠け者の交じった集団をコンピュータを使って実験したところ、後者の集団の方が長く生き延びたといえます（2月17日付け読売新聞朝刊）。長谷川准教授は、この結果から、「普段働かない蟻がいざという時に働いて集団の絶滅を防いでいる」、怠け者の存在も蟻の集団には不可欠なのだ、と言います。

蟻の仕事にもいろいろありますが、特に女王蜂が生んだ卵や幼虫の世話は、一時も休むことのできない大変な仕事のように疲れてダウンすること

があります。また、巣が襲われて、働き蜂が激減することもあります。そんな時に、怠け者だった蜂は働き者の蜂になってカバーする、というのです。集団の存続のためには、危機に備えたこうした代替機能がきちんと備わっていることが大切なのです。

ところで、私たち、篤志面接委員の仕事は、一度つまづいた人たちにもう一度社会復帰してもらうのを援助することですが、この人たちは、施設の中にいる間は社会の働き手としての立場を失っています。もちろん、怠け者では決してありませんが、働いていないという意味では同じ状態にあります。私たちは、この人たちが社会復帰して再び働きだし、広い意味で社会の存続発展のために貢献してくれることを期待しています。蟻の生態の研究から、一度、休んでもいいんだ、その間充電して、もう一度社会において働き手として活躍してくれればいいんだ、とそんなことを思いました。